

「はなさく生命」は日本生命グループの生命保険会社です

はなさく生命は、日本生命保険相互会社の100%出資子会社として2019年4月に営業を開始した新しい生命保険会社です。



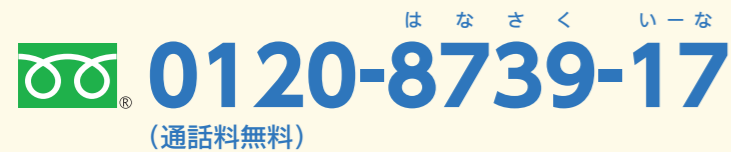
「はなさく生命」という社名には、「お客様にとって価値ある商品・サービスの新しい種をまき、育むことを通じて、お客様一人ひとりの人生に花を咲かせていきたい」という想いを込めております。

■会社概要 (2021年11月1日時点)

会社名	はなさく生命保険株式会社 (HANASAKU LIFE INSURANCE Co., Ltd.)
営業開始日	2019年4月1日
株主構成	日本生命保険相互会社 100%

お問合せ先

○ はなさく生命お客様コンタクトセンター



【受付時間】月~土曜日 9:00~18:00(祝日、12/31~1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。
※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

○ はなさく生命ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます。)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)したがって、保険契約は、お客様からの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

〈お客様コンタクトセンター〉 0120-8739-17
〈ホームページ〉 <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-21-169-300(2021.11)-11018

日本生命グループの「はなさく生命」が
確かな安心をお届けします

がん等の3大疾病に

かんたん告知☑

健康に不安が
ある方へ

はなさく一時金

引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)



はんな

さっくん



はなさく一時金は健康に不安がある方でも加入しやすいがん等の3大疾病に備える保険です!

引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)

必須 6つの告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます!

CHECK!

1 直近3カ月以内に、医師により**入院・手術**(カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含みます)・**検査・先進医療**をすすめられたことがありますか。

ただし、表1の病気やケガによる入院・手術をすすめられた場合で、告知日時点ですでに退院している、もしくは手術済みである場合、または表2の手術をすすめられた場合は「いいえ」となります。

いいえ

2 過去2年以内に、病気やケガで**入院・手術**(カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含みます)・**先進医療**をうけたことがありますか。

ただし、表1の病気やケガによる入院・手術、または表2の手術の場合は「いいえ」となります。

いいえ

3 過去5年以内に、**悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変、認知症、アルコール依存症、統合失調症**で医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)をうけたことがありますか。

※現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。

ただし、「悪性新生物または上皮内新生物」については、治療・投薬をうけた最後の日から10年以上経過し、現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されていない場合は「いいえ」となります。

いいえ

4 過去2年以内に、**医師による診察・検査**、または、**健康診断・がん検診・人間ドック**において、**以下の病気・症状**で異常指摘(要再検査/要精密検査/要治療)をうけたことがありますか。

ただし、再検査・精密検査の結果、異常がないため以後の医師による診察・検査は不要とされた場合は「いいえ」となります。

<告知対象となる病気・症状(疑いを含む)>

悪性新生物または上皮内新生物、子宮頸部異形成、ポリープ、腫瘍、腫瘍、胸のしこり

いいえ

5 過去2年以内に、**以下の心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症**で医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)をうけたことがありますか。

※現在、以下の病気の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。

心疾患	虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、急性冠症候群)、心不全、心筋症、肺塞栓症、発作性頻脈・心房細動等の不整脈、僧帽弁閉鎖不全や大動脈弁狭窄・閉鎖不全等の心臓弁膜症、ペースメーカーや体内除細動器の装着がある場合
脳血管疾患	脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症・脳動静脈奇形・もやもや病等の脳血管障害、脳動脈瘤、頸動脈閉塞
糖尿病合併症	糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経症

いいえ

6 過去2年以内に、**心電図検査**において以下の所見で「要再検査/要精密検査/要治療」を指摘されたことがありますか。

<告知対象となる所見>

心電図所見	虚血性変化、心筋障害、心筋虚血、巨大陰性T波、ST-T異常、完全左脚ブロック、完全房室ブロック、心房細動(AF)、心室細動(VF)、プルガタ型
--------------	---

※上記の所見で、過去2年以内に一度でも「要再検査」等の異常指摘をされた場合は、直近の指摘が「異常なし・要経過観察」等であってもお申込みいただけません。

いいえ

必ずご確認ください

告知対象外となる病気やケガ・手術を「ご確認ください」

表1

目・耳・鼻	ものもらい(めばちこ)、レーシック、急性中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎(蓄膿症)
口・のど	歯根嚢胞、咽頭炎、喉頭炎
胃腸・肛門	急性胃腸炎、食中毒、痔
皮膚	いぼ、粉瘤、巻き爪
その他	かぜ、インフルエンザ、熱中症(日射病)、四肢の脱臼、四肢の腱または靭帯の損傷や断裂、四肢の骨折(将来抜釘を要する内固定具(金属、プレート等)が現在入っていない場合に限る)

表2

- 傷の処理(創傷処理、デブリドマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
- 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

用語解説と留意点

入院	教育入院、日帰り入院、検査入院も含みます。 ただし、 正常分娩による入院や定期的な人間ドックのための入院は含みません。 なお、入院中の場合は、正常分娩による入院であってもお申込みいただけません。
手術	手術とは器具を用い、お身体に切断・摘除等の操作を加えるものすべてを指します。 カテーテル・レーザー・内視鏡による手術に加え、帝王切開、体外衝撃波結石破碎術(ESWL)も含みます。 また、ケガによる手術、日帰り手術も含みます。
検査をすすめられた	医師の診察をうけた結果、または健康診断・人間ドック・がん検診をうけた結果、診断確定のための再検査・精密検査をすすめられたことをいいます。 (再検査・精密検査をうけた結果、異常がなく、その後の治療・通院等は不要と診断された場合は除きます。)
投薬	病院や診療所で、薬の処方のみをうけた場合も含みます。
悪性新生物または上皮内新生物	悪性新生物または上皮内新生物には、がん・上皮内がん・肉腫・白血病・リンパ腫・骨髄腫・骨髄異形成症候群・真性赤血球増加症・本態性(特発性)血小板血症・カルチノイド・GIST(消化管間質腫瘍)・子宮頸部高度異形成(腔部を含みます)を含みます。
病気の疑い	「病気の疑いがあると医師に指摘されている場合」には、医師から、口頭、書面を問わず、当該病気の可能性について言及されていることを含みます。 (診察・検査の結果、当該病気ではないと診断された場合は除きます。)

● この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の医療保険と比べて割増しされています。

● 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)

● 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの支払削減期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は50%に削減されます。

はなさく一時金の保障一覧

引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)

		支払事由の概要	支払限度	保険期間	詳細ページ
主契約	1	<p>引受緩和型3大疾病一時給付保険 (無解約払戻金型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がん・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたときに一時金を受取れます 	<p>何度でもお支払い</p> <p>支払回数無制限 (それぞれ1年に1回)</p>	<p>終身</p> <p>P7 〜 P8</p>
	2	<p>引受緩和型がん一時給付特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 初めてがんと診断確定されたときや、がんによる入院をされたときに、主契約に上乗せして一時金を受取れます 	<p>何度でもお支払い</p> <p>支払回数無制限 (1年に1回)</p>	<p>終身</p> <p>P9 〜 P10</p>
	3	<p>引受緩和型先進医療特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の先進医療による療養を受けられたときに先進医療にかかる技術料と同額を受取れます 	<p>通算2,000万円</p>	<p>終身</p> <p>P9 〜 P10</p>
	4	<p>引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がんを原因として、公的医療保険制度治療のための入院または通院をされたときに先進医療にかかる技術料と同額を受取れます 	<p>通算60カ月 (同一月に1回)</p>	<p>終身</p> <p>P11 〜 P12</p>
	5	<p>引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がん(または悪性新生物^{*2})・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除します 	<p>主契約の保険料払込期間満了まで</p>	<p>主契約の保険料払込期間満了まで</p>
選べる特約		<ul style="list-style-type: none"> ● 保障範囲の型は、「上皮内がん保障あり型」または「上皮内がん保障なし型」から選択できます 			

上皮内がんも同額保障

上皮内がん保障も選択可

*1 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。 *2 悪性新生物には、上皮内がん(上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・

食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。)や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。


はなさく一時金のプラン例

引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)

がん等の3大疾病で所定の事由に該当されたときの保障に加え、お客様のニーズにあわせて特約を組合せることが可能です

		プラン①					プラン②					プラン③					プラン④					
		主契約 基準給付金額:50万円 給付金額の型:同額型					主契約 基準給付金額:50万円 給付金額の型:同額型					主契約 基準給付金額:50万円 給付金額の型:初回2倍型					主契約 基準給付金額:100万円 給付金額の型:同額型					
〈月払保険料(円)〉		契約年齢	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
■保険期間:終身		男性	2,199	3,029	4,274	5,954	8,259	3,489	4,819	6,814	9,464	13,054	3,479	4,829	6,839	9,534	13,349	4,169	5,829	8,319	11,679	16,289
■保険料払込期間:終身		女性	2,009	2,579	3,259	4,059	5,224	3,294	4,209	5,194	6,219	7,719	3,164	4,099	5,219	6,539	8,554	3,789	4,929	6,289	7,889	10,219

詳細ページ

主契約	1 引受緩和型 3大疾病 一時給付保険 (無解約払戻金型)	3大疾病一時給付金	がん	それぞれ 【初回】 50万円 【2回目以後】 1回につき 50万円	それぞれ 【初回】 50万円 【2回目以後】 1回につき 50万円	それぞれ 【初回】 100万円 【2回目以後】 1回につき 50万円	それぞれ 【初回】 100万円 【2回目以後】 1回につき 100万円	P7 ~ P8
			がん 心疾患 脳血管疾患					
選べる特約	2 引受緩和型 がん一時給付特約	がん一時給付金	—	—	1回につき 50万円	—	—	P9 ~ P10
	3 引受緩和型 先進医療特約	先進医療給付金	—	先進医療にかかる 技術料と同額	 ご加入1年目(支払削減期間中:責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日まで)に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は50%に削減されます。			
	4 引受緩和型 抗がん剤・ホルモン剤 治療特約	抗がん剤・ホルモン剤 治療給付金	—	—	—	—	—	P11 ~ P12
	5 引受緩和型 3大疾病保険料 払込免除特約	保険料の払込みの免除	—	—	—	—		

上皮内がんも同額保障

上皮内がん
保障も選択可

※上記保険料は、引受緩和型3大疾病 保険料払込免除特約を付加しない場合の保険料です。付加した場合の保険料は15~18ページ「保険料例」をご確認ください。

●2021年11月現在の保険料を記載しています。

契約年齢:20~85歳
保険期間:終身

がん等の3大疾病に備える

上皮内がんも同額保障

● **がん*1・心疾患・脳血管疾患**で所定の事由に該当されたときに**一時金**を受取れます

上皮内がんも同額保障	何度でも保障 (各疾病の種類ごとにそれぞれ1年に1回を限度)	初回受取額の上乗せが可能 ★
-------------------	--	-----------------------

*1 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

お受取額例	基準給付金額*2 50万円の場合	
	【初回2倍型】	初回 100万円 [基準給付金額 × 2倍] 2回目以後 1回につき 50万円 [基準給付金額]
	【同額型】	1回につき 50万円 [基準給付金額]

*2 基準給付金額の範囲: 初回2倍型 15万円~50万円、同額型30万円~100万円
(初回給付金額の範囲: 初回2倍型・同額型共通30万円~100万円)

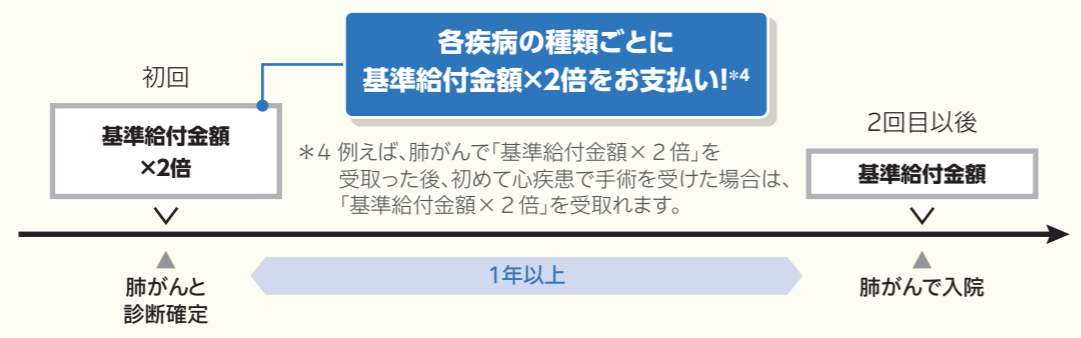
支払限度 **支払回数無制限(各疾病の種類ごとにそれぞれ1年に1回)*3**

*3 異なる疾病の種類を原因とする給付金(例えば、がんによる給付金と心疾患による給付金)は、それぞれの支払事由に該当した日の間が1年未満でも受取れます。

★ **給付金額の型**

初回受取額は、「初回2倍型」または「同額型」から選択できます

▶ 初回2倍型の場合(例えば肺がんの場合)



*4 例えば、肺がんで「基準給付金額×2倍」を受取った後、初めて心疾患で手術を受けた場合は、「基準給付金額×2倍」を受取れます。

3大疾病による治療等
3大疾病一時給付金

保険料の払込みの免除
(主契約の保障に含まれます)

被保険者が不慮の事故による所定の高度障害状態または身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

「引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合は、左記に加え、がん等で所定の事由に該当されたときにも、以後の保険料の払込みを免除します。

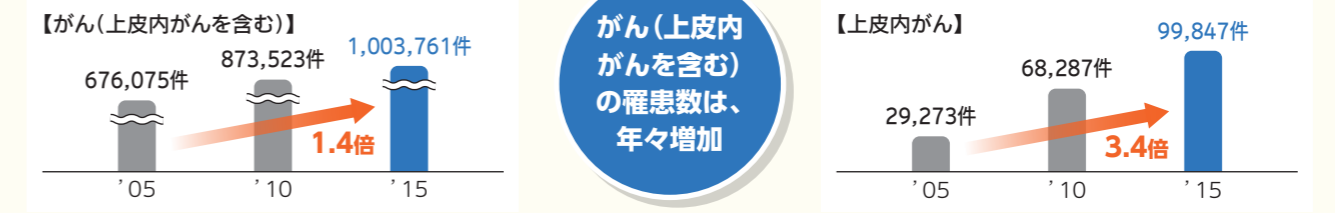
支払対象となる疾病の種類について

疾病の種類	支払事由の概要	
	初回	2回目以後 (疾病の種類ごとに直前の支払事由 該当日の1年後の応当日以後)
がん*1	責任開始時以後に 初めてがんと診断確定 されたとき 何度でもお支払い 支払回数無制限(それぞれ1年1回)	責任開始時以後に診断確定された がん の治療のため、 1日以上入院 をされたとき 責任開始日から90日経過後に がんと診断確定 された場合に限り (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごん診断確定されていないことを要します)
心疾患	①所定の 急性心筋梗塞 を発病し、その治療のため、 1日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 急性心筋梗塞以外の心疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	
脳血管疾患	①所定の 脳卒中 を発病し、その治療のため、 1日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 脳卒中以外の脳血管疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	

*1 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)の現状

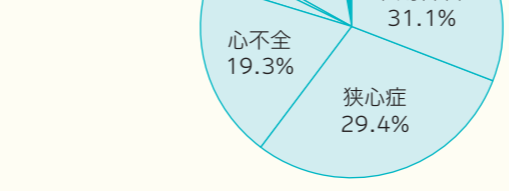
がんの罹患数(推計値)(全部位)



[出典]国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より当社にて算出

心疾患

【心疾患の総患者数の内訳】
急性心筋梗塞 2.7%
その他の心疾患 0.9%
心筋症 2.5%
不整脈及び伝導障害 31.1%
狭心症 29.4%
心不全 19.3%



[出典]厚生労働省「平成29年 患者調査」

急性心筋梗塞以外の心疾患に対する備えが重要です!

脳血管疾患

【脳血管疾患の総患者数の内訳】
脳動脈硬化(症) 0.4%
くも膜下出血 3.8%
脳内出血 13.0%
脳梗塞 70.3%
その他の脳血管疾患 12.5%



[出典]厚生労働省「平成29年 患者調査」

選べる特約

引受緩和型 がん一時給付特約

契約年齢:20~85歳
保険期間:終身

がん到手厚く備える

- 初めて**がん***1と**診断確定**されたときや、**がんによる入院**をされたときに、主契約に上乗せして**一時金**を受取れます

上皮内がんも同額保障

何度でも保障 (1年に1回を限度)

*1 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

お受取額例 給付金額*2 50万円の場合 1回につき **50万円** [給付金額]

*2 給付金額の範囲: 10万円~50万円(主契約の初回給付金額とあわせて100万円まで設定可能)

支払限度 **支払回数無制限** (1年に1回)

- がん一時給付金は、以下に該当されたときに受取れます。

	支払事由の概要
初回	責任開始時以後に 初めてがん と 診断確定 されたとき
2回目以後 [直前の支払事由が当日の 1年後の応当日以後]	責任開始時以後に診断確定された がん の治療のため、 1日以上入院 をされたとき

⚠責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限りです。
(責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごん診断確定されていないことを要します)

がん
診断確定
されたとき等



がん一時給付金

上皮内がんも同額保障

「引受緩和型がん一時給付特約」を付加した場合の給付金のお受取事例

- がんの場合、主契約に上乗せして給付金を受取ることが可能です。

主契約の基準給付金額:**50万円(同額型)** / 引受緩和型がん一時給付特約の給付金額:**50万円**

がんの場合

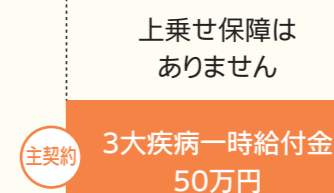
1回につき
合計**100万円**



初回・2回目以後

心疾患(がん以外)の場合

1回につき
合計**50万円**



初回・2回目以後

!!
ちなみに
がん一時給付金の支払事由は、
「引受緩和型3大疾病一時給付保険【主契約】」の
がんによる3大疾病一時給付金の支払事由と同様です。



保障一覽

プラン例

引受緩和型
3大疾病
一時給付保険

引受緩和型
がん一時
給付特約

引受緩和型
先進医療特約

引受緩和型
抗がん剤・
ホルモン剤・
治療特約

引受緩和型
3大疾病保険料
払込免除特約

Q & A

保険料例

ご留意点

サービス

選べる特約

引受緩和型 先進医療特約

契約年齢:20~85歳
保険期間:終身

先進医療による療養に備える

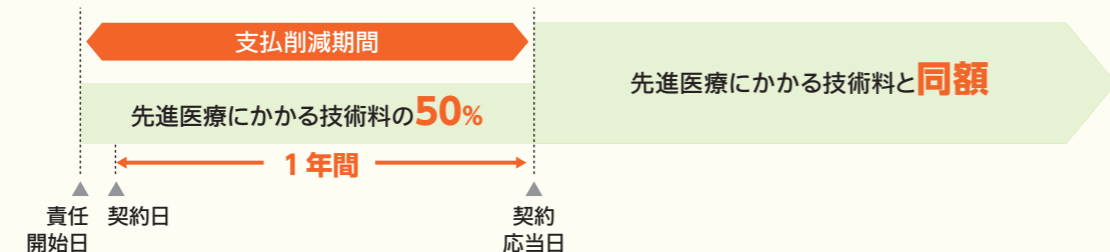
上皮内がんも同額保障

- 所定の**先進医療による療養**を受けられたときに**先進医療にかかる技術料と同額**を受取れます

支払限度 **通算2,000万円**

お受取イメージ

- ご加入1年目(支払削減期間中:責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日まで)に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は50%に削減されます。



先進医療



先進医療給付金

先進医療にかかる費用例

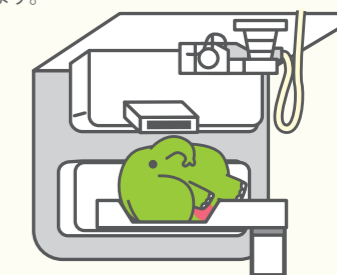
重粒子線治療 約**312**万円 陽子線治療 約**271**万円

[出典]厚生労働省「令和2年6月30日時点における先進医療Aに係る費用 令和2年度実績報告(令和元年7月1日~令和2年6月30日)」(第93回先進医療会議資料)より当社にて算出

※重粒子線治療や陽子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。

詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険適用の対象となるものがあります。



選べる特約

引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約

契約年齢：20～85歳
保険期間：終身

抗がん剤・ホルモン剤

による治療に備える

上皮内がんも同額保障

抗がん剤・ホルモン剤による治療



抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

● **がん*1を原因として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のための入院または通院**をされた月ごとに受取れます

- 上皮内がんも同額保障
- 経口薬(飲み薬)による治療も保障
- 再発防止を目的とした抗がん剤・ホルモン剤治療も保障

*1 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

お受取額例 給付金額*2 5万円の場合 月額 **5万円** [1カ月につき 給付金額]

*2 給付金額の範囲：1万円～10万円

支払限度 **通算60カ月** (同一月に1回)

選べる特約

引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約

契約年齢：20～85歳
保険期間：主契約の保険料払込期間満了まで

がん等による経済的負担に備える

上皮内がん保障も選択可

● **がん(または悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患**で所定の事由に該当されたとき、以後の**保険料の払込みを免除**します

保障範囲は、2つの型から選択可能

- 上皮内がん保障あり型
- 上皮内がん保障なし型

心疾患や脳血管疾患を幅広く保障

保障範囲の型

保障範囲の型は、「上皮内がん保障あり型」または「上皮内がん保障なし型」から選択できます。次の「○」が記載されている疾病について、保障の対象となります。

	がん		心疾患	脳血管疾患
	上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん	悪性新生物		
上皮内がん保障あり型	○	○	○	○
上皮内がん保障なし型	—	○	○	○

選択

上皮内がんとは

がん細胞が上皮内にとどまっておき、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。
※部位によって上皮内がんの定義は異なります

<上皮内がん例>

- 子宮頸がん0期
- 非浸潤がん
- 食道上皮内がん
- 大腸粘膜内がん



がん検診・健診・人間ドックでがんが発見された人のうち、上皮内がんが発見された人の割合

大腸 **36.3%** (結腸・直腸) 子宮頸部 **79.4%**

[出典]国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」全国がん罹患モニタリング集計2012年より当社にて算出

保険料払込免除事由の概要

次のいずれかに該当されたときに以後の保険料の払込みを免除します。

疾病の種類	保険料払込免除事由の概要	
	上皮内がん保障あり型	上皮内がん保障なし型
がんまたは悪性新生物	責任開始時以後に 初めてがん と診断確定されたとき*1	責任開始時以後に 初めて悪性新生物 と診断確定されたとき*2
心疾患	①所定の 急性心筋梗塞 を発病し、その治療のため、 1日以上 の入院をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 急性心筋梗塞以外の心疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上 の入院をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	
脳血管疾患	①所定の 脳卒中 を発病し、その治療のため、 1日以上 の入院をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 脳卒中以外の脳血管疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上 の入院をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	



*1 責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限り。 (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごん診断確定されていないことを要します)

*2 責任開始日から90日経過後に悪性新生物と診断確定された場合に限り。 (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごん診断確定されていないことを要します)

Q

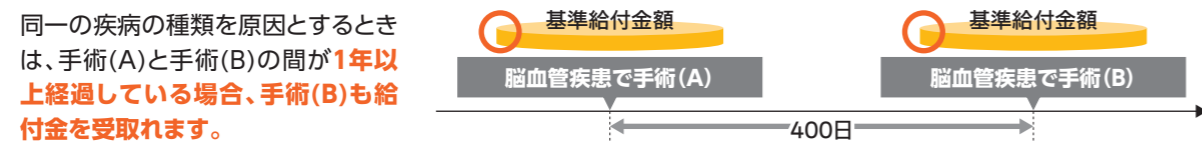
3大疾病一時給付金の具体的な受取事例を教えてください

A

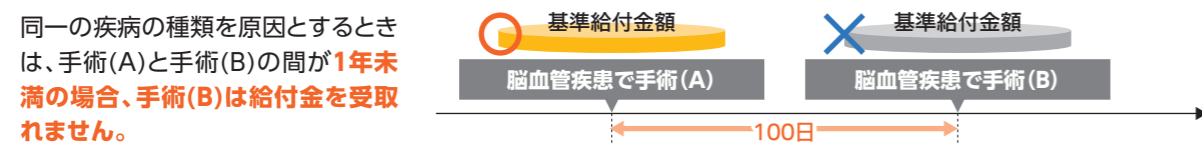
① 3大疾病一時給付金は、各疾病の種類ごとに1年に1回を限度に受取れます。異なる疾病の種類を原因とするときは、それぞれの支払事由該当日の間が1年未満でも受取れます。

■「同額型」の場合

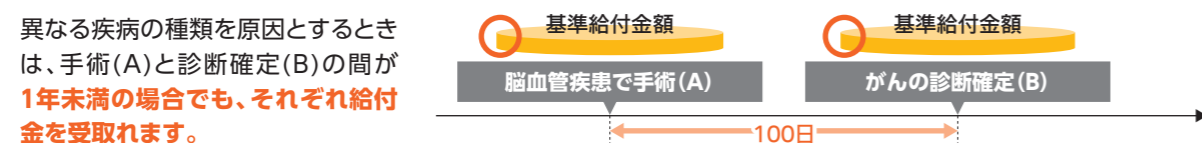
例1 脳血管疾患の治療のため手術(A)を受けられ、脳血管疾患による3大疾病一時給付金を受取られた後、400日後に、脳血管疾患の治療のため再度手術(B)を受けられたケース



例2 脳血管疾患の治療のため手術(A)を受けられ、脳血管疾患による3大疾病一時給付金を受取られた後、100日後に、脳血管疾患の治療のため再度手術(B)を受けられたケース



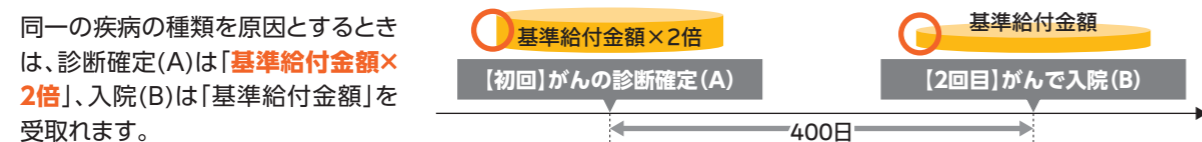
例3 脳血管疾患の治療のため手術(A)を受けられ、脳血管疾患による3大疾病一時給付金を受取られた後、100日後に、初めてがんの診断確定(B)をされたケース



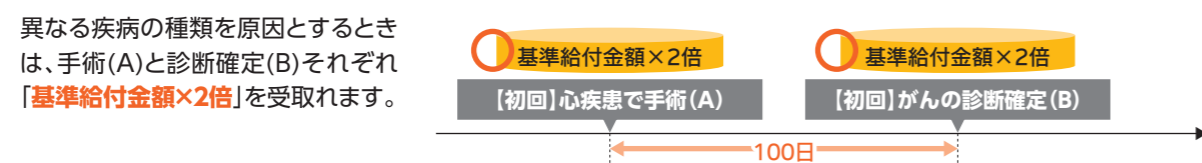
② 「初回2倍型」を選択された場合の3大疾病一時給付金のお受取額は、各疾病の種類ごとに、初回は「基準給付金額×2倍」、2回目以後は「基準給付金額」となります。

■「初回2倍型」の場合

例4 初めてがんの診断確定(A)をされ、がんによる3大疾病一時給付金を受取られた後、400日後に、がんの治療のため入院(B)をされたケース



例5 心疾患の治療のため手術(A)を受けられ、初めて心疾患による3大疾病一時給付金を受取られた後、100日後に、初めてがんの診断確定(B)をされたケース



Q

持病が加入後に悪化したことにより、心疾患を発病し、その治療のための手術を受けた場合は、心疾患による3大疾病一時給付金の支払対象となりますか？

A

責任開始時以後に、持病が悪化したことにより、心疾患を発病し、その手術を受けられたときは、心疾患による3大疾病一時給付金の支払対象となります。

心疾患・脳血管疾患による3大疾病一時給付金および先進医療給付金のお支払いについては、責任開始時に疾病が生じている場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、入院・手術等の必要があると医師によって診断された場合は給付金の支払対象となります。

⚠ 告知項目に該当する場合(例えば「過去2年以内に、心電図検査における所定の所見で要再検査を指摘されたことがある」等)は、加入できません。

Q

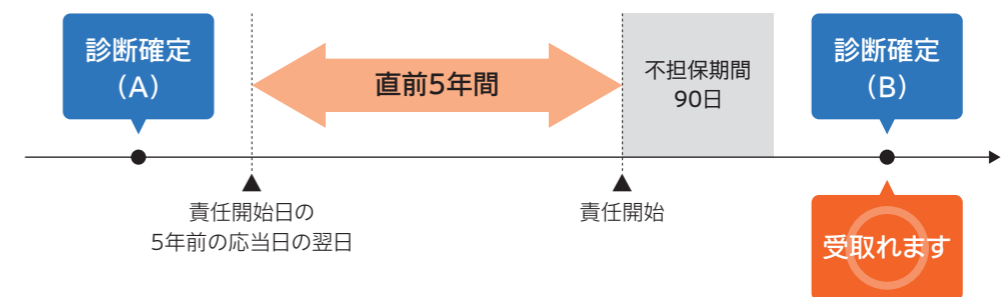
加入前がんと診断確定されていましたが、加入後に新たにがんと診断確定された場合は、がんによる3大疾病一時給付金の支払対象となりますか？

A

加入前がんと診断確定されていた場合でも、責任開始の直前5年間にがんと診断確定されていないときは、加入後に診断確定されたがんについて3大疾病一時給付金の支払対象となります。

責任開始の6年前に、がんの診断確定(A)をされ、責任開始時以後、不担保期間が経過した後に新たにがんの診断確定(B)をされたケース

責任開始の6年前にがんの診断確定(A)をされていた場合でも、責任開始の直前5年間(以下 ← の期間中)に、がんの診断確定をされていないときは、がんの診断確定(B)について、3大疾病一時給付金の支払対象となります。



⚠ ● がん一時給付金および抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払い、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約のがん(または悪性新生物)による保険料の払込みの免除も同様に、責任開始の直前5年間にがん(または悪性新生物)と診断確定されていないことを要します。
● 告知項目に該当する場合(例えば、「過去5年以内に、がんで医師による診療を受けたことがある」等)は、加入できません。

検討に際しご留意いただきたい点



- 当冊子は保険商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約概要」「注意
- 医療費等の費用は、各自治体の助成制度等により軽減される場合があります。お住まい
- 当冊子に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社

保障内容に関する注意事項

給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りです。ただし、責任開始時前に生じた病気を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気が生じたことにより、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除の対象となります(引受緩和型3大疾病一時給付保険および引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約におけるがん(または悪性新生物)による場合や、引受緩和型がん一時給付特約および引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は対象となりません)。

引受緩和型がん一時給付特約について

- がん一時給付金は、責任開始日から90日経過後にがんが診断確定された場合にお支払いします。なお、次のいずれかに該当した場合、引受緩和型がん一時給付特約は無効となります。
 - ① 責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごんと診断確定されていた場合
 - ② 責任開始日から90日以内にがんが診断確定された場合

引受緩和型先進医療特約について

- 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- 先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、引受緩和型先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約について

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、次の①および②をともに満たす場合にお支払いします。
 - ① 責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごんと診断確定されていないこと
 - ② 責任開始時以後に診断確定されたがんを原因として、公的医療保険制度にもとづく医科(歯科)診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたこと
- 処方せん料が算定される通院をされた場合でも、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際に受けていないときは、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となりません。
- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんを原因とする場合にお支払いします。なお、次のいずれかに該当した場合、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は無効となります。
 - ① 責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごんと診断確定されていた場合
 - ② 責任開始日から90日以内にがんが診断確定された場合
- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払限度までお支払いした場合には、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は消滅します。

喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
の地域等によって制度が異なりますので、詳しくは各都道府県・市区町村等にご確認ください。
の保険商品の支払事由とは異なります。

解約払戻金について

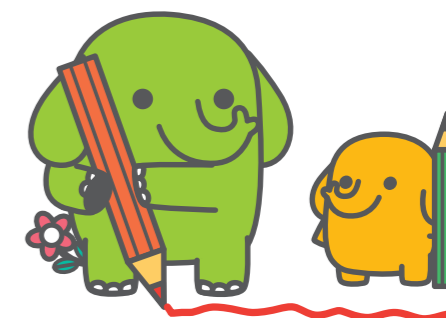
- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基準給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

契約者配当金について

- この商品に、契約者配当金はありません。

その他の注意事項について

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。
- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- ご契約後に、給付金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。



「かんたん告知 はなさく一時金」に加入すると 利用できるお客さま向けサービス

紹介
無料

ベストドクターズ®・サービス

【ご利用できる方】被保険者さま

セカンドオピニオンの取得や治療に適した
優秀な専門医を無料でご紹介します!



①セカンドオピニオンの取得に適した専門医

より納得した治療を受けるために、病名や症状にあわせて、セカンドオピニオンの取得に適した優秀な専門医を無料でご紹介します!

※セカンドオピニオンとは、診断や治療方針等について主治医以外の医師から意見を求めることをいいます。

例えば…

治療方法について名医に相談したい

今の病院で大腸がんと診断されたが、人工肛門にするしかないと言われた。でも、肛門を温存する治療方法がないか、他に詳しい「名医」の意見も聞くことはできないかな?



②治療に適した専門医

治療が必要となった場合、ご自身で優秀な専門医を探すのは大変です。そんなとき、実際に治療してもらえ、優秀な専門医を無料でご紹介します!

例えば…

信頼できる名医に治療してほしい

精密検査の結果、胃がんが判明。命にかかわる病気だから、「名医」に治療してもらいたいけど、インターネットで検索してもよくわからない。「名医」を見つけるにはどうしたらいいんだろう?



こんな
ときに

以下の病気と診断確定されたときに利用できます

- 広義のがん*1
- 心臓疾患*2
- 脳卒中*2
- 肝臓病*2
- 眼科疾患*2
- 整形外科疾患*2
- 婦人科疾患(不妊治療は除く)

*1 良性脳腫瘍を含む *2 原則、手術を必要とするもの
その他、いわゆる難病の一部等もご利用いただける場合があります。
※上記の対象疾患は変更されることがあります。

電話でご連絡
いただいでから
約8日以内でご紹介!



優秀な専門医とは「医師が推薦する名医」

ベストドクターズ社が、多数の医師に対し、「もしあなたやあなたの家族が、あなたの専門分野の病気にかかった場合、どの医師に治療をお願いしますか?」とアンケートを実施し、一定以上の評価を得た優秀な医師のみを選出!

*3 日本の医師数は約32.7万名 厚生労働省「平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

ベストドクターズ社とは

ベストドクターズ社は米国に本拠を置き、世界各国で病状に応じた適切な治療やセカンドオピニオンの取得のための名医紹介等を行っています。日本では優秀な医師「Best Doctors in Japan™」として現在約7,100人(日本の医師の約2.1%*)が選出されています。(2020年5月現在)



※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は、すべて利用者ご本人にご負担いただきます。
※ベストドクターズ・サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、はなさく生命の提供する商品とは異なります。
※地域や内容によってはご希望に沿えない場合があります。
※ご紹介の日数は医師情報をご紹介するまでの日数です。紹介後、受診の予約をお客さまご自身でお取りいただけます。
※ご紹介する優秀な専門医とは学会等が認定する専門医とは異なります。

ベストドクターズ・サービスのご利用にあたって

- ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、(株)法研が提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- Best Doctors®、ベストドクターズおよびBest Doctors in Japanは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認のうえ、お申込みください。
- 当サービスは、将来、変更または廃止する場合があります。

相談
無料

24時間健康電話相談サービス

【ご利用できる方】契約者さまとご家族*4

健康に対する不安を、24時間365日、
専門家に電話で無料相談できます!



例えば…

日常生活の健康について相談したい

- 夜中にこどもが40度近い熱を出した。どうしたらいいの?
- 毎年花粉症が辛い。セルフケアを教えてください。
- 健康診断で高血圧と指摘された。上手な減塩方法等を知りたい。



*4 サービスをご利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。
*5 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

相談
無料

24時間女性健康相談ダイヤル

【ご利用できる方】契約者さまとご家族*6 女性限定

女性特有の病気や症状に対する不安を、
24時間365日、女性専門家に電話で無料相談できます!



例えば…

女性特有の体の悩みを相談したい

- 胸のしこりが心配。何科を受診すればいいの?
- 全身倦怠感やイライラすることが多いけど、何かの病気?
- 女性特有の体の悩みだから、女性に相談したい。



全て女性専門家が対応するので、安心して相談できます!

*6 サービスをご利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします(女性からのご相談に限りません)。
*7 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

24時間健康電話相談サービス・24時間女性健康相談ダイヤルのご利用にあたって

- 24時間健康電話相談サービスおよび24時間女性健康相談ダイヤルは、(株)ライフケアパートナーズが提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認のうえ、ご相談ください。
- 各サービスは、将来、変更または廃止する場合があります。

各サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、はなさく生命ホームページをご覧ください

保障一覽

プラン例

引受緩和型
3大疾病
一時給付保険

引受緩和型
がん一時
給付特約

引受緩和型
先進医療特約

引受緩和型
抗がん剤・
ホルモン剤・
治療特約

引受緩和型
3大疾病保険料
払込免除特約

Q & A

保険料例

ご留意点

サービス